

企画提案説明書

1 当該招請の趣旨

一般社団法人岡山県食品衛生協会に所属する食品衛生指導員は、営業者自らの自主衛生管理の向上や一般消費者への衛生思想の普及啓発を目的に種々の活動を行っており、こうした活動は飲食に起因する健康危害の防止や消費者の衛生思想の向上に寄与している。こうした活動の一層の成果を期待して、高齢化等により退任する当該指導員の補充を目的とした養成研修と、当該指導員の一層の資質向上を目的とした再教育研修を実施するものである。本事業を実施するに当たり、研修の趣旨を十分理解し、当該協会の下部組織である各協会支所や食品衛生指導員との連絡調整等を円滑にこなし、事業を効率的かつ効果的に実施できる一般社団法人岡山県食品衛生協会を相手方とする契約手続きを予定しているが、当該団体以外のもので、下記の応募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認するとともに、応募者からの業務提案書等の提出を招請するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、一般社団法人岡山県食品衛生協会との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般社団法人岡山県食品衛生協会と当該応募者から企画提案書の提出を求め、別紙審査基準により審査を行い契約の相手方を決定する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 食品衛生指導員養成・再教育研修委託事業
- (2) 業務内容 別紙「委託業務仕様書」による
- (3) 履行期限 契約締結日から令和7年10月31日まで

3 事業目的

新規食品衛生指導員の養成及び現有食品衛生指導員の資質向上を図ることを目的とする。

4 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 基本的要件

ア 民法その他の法律により設立された法人に該当するものであること。

イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

ウ 入札参加資格者名簿に登載された業務種目が「大分類 9 その他、小分類 10 その他」であること。

エ 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

カ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

キ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

ク 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（2）業務の実施に関する要件

ア 食品衛生に関する知識を有する者が所属し、食品衛生に関する教育研修を効果的に計画、実施できる団体であること。

イ 過去に 5 回以上、食品関係営業者を対象とした食品衛生に関する教育研修の実績があること。

ウ 過去 2 年間に県との契約がある場合、すべて誠実に履行していること。

5 企画提案説明書について

（1）照会先 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県保健医療部

生活衛生課食の安全推進班

Tel 086-226-7338

FAX 086-231-1434

（2）照会受付時間及び方法

令和 7 年 5 月 13 日（火）午前 9 時から

令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時まで

※書面による持参又は F A X による（様式は任意）。

※持参については、土・日曜日及び祝日を除く。

（3）回答日時及び方法

適宜 F A X 等にて速やかに回答する。

6 参加意思確認書について

(1) 提出様式

別紙「参加意思確認書」のとおり

(2) 記載上の留意事項

食品衛生に関する知識を有する者及びその者の資格等については、知識の程度が客観的に判断できる内容を具体的に記載すること。

〔例〕

■食品衛生に関する知識を有する者：岡山太郎

■資格等：食品衛生法第 48 条第 6 項第 1 号（食品衛生管理者の資格要件）に該当

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 1 3 日（火）午前 9 時から

令和 7 年 5 月 2 2 日（木）午後 5 時まで

※持参については、土・日曜日及び祝日を除く

イ 提出場所 5（1）に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による

(4) 参加意思確認書の取扱い

ア 提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。

カ 参加意思確認書に虚偽に記載した場合は、当該参加意思確認書を無効とする。

(5) 参加意思確認書の審査

提出期限までに提出のあった参加意思確認書に基づき、応募要件を満たしているか担当部課で審査し、その結果を提出者に書面により通知するものとする。

7 企画提案書について

参加意思確認書の提出により、4 の応募要件を満たすと認められる場合は、参加意思確認書提出者と一般社団法人岡山県食品衛生協会は、総合評価方式による企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出様式

別紙「企画提案書」のとおり

(2) 記載上の留意点

提案の概要について、わかりやすく具体的に記載すること。

また、業務委託に係る経費の見積書も添付すること。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年5月23日（金）午前9時から
令和7年5月29日（木）午後5時まで
※持参については、土・日曜日を除く

イ 提出場所 5（1）に同じ

ウ 提出方法 原則として持参による

(4) 企画提案書の取扱い

ア 提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を無効とする。

イ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、企画提案書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

カ 企画提案書に虚偽に記載した場合は、当該企画提案書を無効とする。

(5) 企画提案書の審査

提出期限に提出のあった企画提案書について、別途設置する審査会で総合的に審査し選定する。

(6) 結果の公表

審査結果の公表は、提出者に書面により通知する。

(7) 選定された企画提案書の提出者

審査の結果、企画提案書が選定された提出者は、食品衛生指導員養成・再教育研修委託事業の業務委託を行う者として契約手続きに移行する。

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口：上記5（1）に同じ。

(3) その他については、契約書の定めによる。

(4) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。